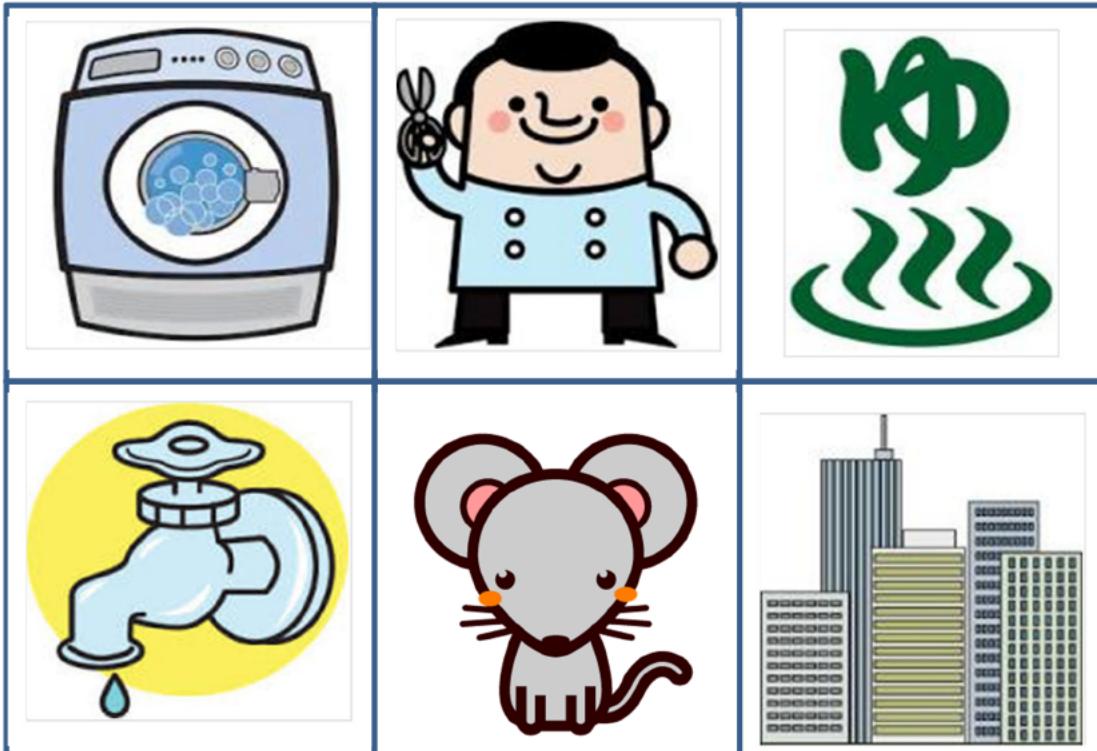


令和6年度 横浜市環境衛生業務実施計画（案）



令和6年度の重点取組事項

- 1 レジオネラ症防止対策を推進します
- 2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策を推進します
- 3 改正された旅館業法の内容について事業者への周知啓発を行います
- 4 公衆浴場・旅館業施設における入浴設備の適切な維持管理を指導します

横浜市



令和6年度 横浜市環境衛生業務実施計画の概要

重点取組事項

- レジオネラ症防止対策の推進
- インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進

【蚊媒介感染症対策】

【民泊施設の衛生対策（医療局生活衛生課）】

- 改正旅館業法に基づく適正な施設運営に関する周知啓発
- 公衆浴場・旅館業施設における入浴設備の維持管理指導

監視指導業務

環境衛生関係施設の監視指導を行い、衛生を確保します。

- 環境衛生営業施設（理容所・美容所、ホテル、公衆浴場等（重点取組事項））の監視指導
- 特定建築物・建築物登録業の監視指導
- 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導
- 家庭用品の試買検査
- 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導（重点取組事項）

感染症対策業務

衛生設備や衛生害虫等に起因する感染症の予防対策等を実施します。

- レジオネラ症防止対策（重点取組事項）
- 蚊媒介感染症対策（重点取組事項）

環境衛生関係の相談対応等業務

生活環境や住まいの衛生に関する相談に対応し、解決に向けた助言を行います。

- 生活環境（ねずみ・衛生害虫、ハチ等）に関する相談
- 住まいの衛生に関する相談
- 災害時の生活用水衛生対策
- 水害時の衛生対策

自主衛生管理の推進

環境衛生営業施設等の自主衛生管理を支援します。

- 横浜市生活衛生協議会への支援
- 優良施設等の表彰

調査業務

国や神奈川県からの依頼に基づき各種調査を行います。

- 温泉実態調査
- 海水浴場の水質等実態調査
- ドライクリーニング溶剤の使用状況に関する調査

令和6年度の重点取組事項

1 レジオネラ症防止対策の推進

レジオネラ症発生事例をふまえ、中央循環式給湯設備や冷却塔などの高リスク設備を利用する関係施設の維持管理状況等の確認・指導を行います。

○病院への立入調査・配管等の確認指導

中央循環式給湯設備を利用する病院に対して、その維持管理状況等を調査し、結果に基づいた継続的な改善指導を行います。

○社会福祉施設への立入調査・配管等の確認指導

中央循環式給湯設備を利用する社会福祉施設に対して、レジオネラ症発生リスクの啓発や配管図面の保管状況を調査し、維持管理方法の啓発・指導を行います。

○チラシ等を用いた冷却塔や追い炊き機能付浴槽のレジオネラ症防止対策の啓発・指導

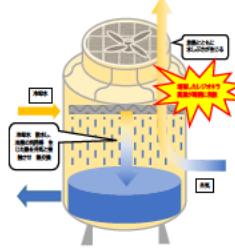
昨年度国内で発生した集団発生事例の原因設備と考えられる冷却塔や、市内で散見される追い炊き機能付浴槽を原因設備とした患者発生事例をふまえ、それら設備の適切な維持管理方法について、ホームページ等により施設管理者や市民に向けた啓発を行います。また、立入調査や施設からの報告により基準値超過や管理不良を把握した際は、チラシ等を用いた維持管理方法の啓発、改善指導を行います。

○通所施設へのレジオネラ症防止対策の啓発

デイサービス等の通所施設について、所管課が主催する集団指導講習会を通じて施設管理者への啓発を行います。



○啓発パンフレット



○冷却塔の模式図

2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進

【蚊媒介感染症対策】

蚊媒介感染症の発生防止のための啓発、調査を行います。

○蚊媒介感染症の予防に関する周知・啓発

チラシ配布、ポスター掲示、ホームページやデジタルサイネージ等を活用した啓発を行います。

○蚊媒介感染症サーベイランス

市内公園等 22箇所で、令和6年5月から10月に蚊の生息数・蚊媒介感染症ウイルスの保有状況を調査します。



啓発ポスター(B3サイズ)



啓発サイネージ

【民泊施設の衛生対策（医療局生活衛生課）】

適正な住宅宿泊事業の運営が確保されるよう、相談対応や立入検査による指導・助言を行います。

○新規届出相談対応

法制度について説明し、届出が適正に行われるよう助言します。

○定期報告の適正な実施の確認

2か月に1回の報告が適正に行われているか確認・指導を行います。

○届出住宅への立入検査

180日制限を超えた宿泊が疑われる届出住宅及び不適切な運営が疑われる住宅を中心に、立入検査を実施し、適切な運営が行われるよう確認・指導を行います。

○民泊の運営に関するアンケートの実施及び各事業者への啓発

届出住宅に対し、運営方法に関するアンケートを実施し、回答内容を踏まえた啓発を行います。

3 改正旅館業法に基づく適正な施設運営に関する周知啓発

令和5年の旅館業法改正により、旅館業営業者は、宿泊者等に対して特定感染症※の感染防止に必要な協力等を求めることができるようになりました。また、営業者が宿泊を拒否できる事由が改正されるとともに、宿泊者の状況等に配慮してみだりに宿泊を拒むことがないようにすることが新たに規定されました。これらについて適切に対応できるよう、営業者は従業員に対して研修の機会を与えることが努力義務として規定されました。また、宿泊者名簿の記載事項が改正されました。

市内旅館業施設の運営が適正に行われるよう、改正旅館業法の内容について、市内旅館業営業者へ周知・啓発を行います。

(※特定感染症…感染症における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。)

○ホームページ・リーフレット等による改正内容の周知啓発

4 公衆浴場・旅館業施設における入浴設備の維持管理指導

令和3年度に改正した公衆浴場法施行条例等に基づき、関係施設の入浴設備の維持管理等が適切に行われるよう、必要な調査・指導を行います。

○浴槽水の消毒に関する維持管理指導

地下水・温泉を利用する施設に対し、塩素系薬剤を用いた浴槽水の消毒について立入検査を行い、検査結果に基づいた維持管理の指導を実施します。

○営業者の自主的な維持管理の指導

維持管理の指導をした施設を対象に、改善状況等の確認を行うとともに、自主的な維持管理を継続するよう指導します。

業務実施計画の実施機関

● 区福祉保健センター生活衛生課（保健所支所）

環境衛生営業施設等の許認可や監視指導、感染症対策に関する調査や啓発を行います。
また、環境衛生に関する相談に対応し、対策の助言等を行います。

● 医療局感染症対策・健康安全室健康安全部生活衛生課（保健所）

監視指導や普及啓発に関する事業の企画・立案・調整を行います。
また、墓地、納骨堂に関する許可、温泉利用に関する許可、家庭用品の試買検査、住宅宿泊事業の届出受付業務及び立入検査等を行います。

● 横浜市衛生研究所

横浜市における検査研究機関として、環境衛生関係施設で採水した検体の理化学・細菌検査や、水質事故等の原因究明の検査、家庭用品の検査等を行うとともに、保健所への技術的な支援を担います。

令和6年度予算の議決によっては、事業内容が変わることあります。

横浜市医療局生活衛生課

令和6年月発行

電話 045-671-2456 FAX 045-641-6074

メールアドレス ir-seikatsueisei@city.yokohama.jp